

# 裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]

上記代理人

[REDACTED]

上記審査請求人が、平成24年5月17日付けで提起した神戸市垂水福祉事務所長の生活保護変更決定処分及び生活保護費返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決します。

## 主 文

神戸市垂水区福祉事務所長が平成24年3月19日付けで審査請求人に対して行った保護変更決定処分及び生活保護費返還決定処分を取り消す。

## 審査請求の趣旨及び裁決の理由

### 第1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、神戸市垂水福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、平成24年3月19日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った保護変更決定処分及び生活保護費返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものです。

### 第2 審査請求の理由

本件審査請求の理由として、請求人は次のとおり主張しているものと解されます。請求人は平成23年8月1日から神戸市垂水区にて生活保護を受給している。請求人は同年8月25日に [REDACTED] から、熟年医療型特約先進医療共済金（以下「共済金」という。）として500,000円を受給した。処分庁は請求人に、この受給額のうち、同年8月及び9月に生活保護費として支給した346,137円について生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条により全額

返還を求めるとともに、500,000円から法第63条により全額返還を求めた346,137円、診断書料5,250円、交通費1,780円及び8,000円を控除した138,833円を収入として認定するとの処分を行った。

しかし請求人は本共済金500,000円を受給するために、医療扶助の対象とならない手術の代金として700,000円を支払っており、この手術代の支払いは保険金を受給するための必要経費というべきものであり、これを収入と認定することは不相当である。また、本件共済金は請求人の自立更生にあてられたものといえるため、返還額から控除されるべきである。

さらに本件処分にあって処分庁が請求人に発した生活保護変更決定通知書及び生活保護返還通知書については理由の記載が不十分であり、処分の手続きに瑕疵が存在するため、本件処分を取り消すとの裁決を求める。

### 第3 当庁の認定した事実及び判断

#### 1 当庁の認定した事実は、次のとおりです。

(1) 請求人は、平成23年7月14日に法による保護の申請を行い、処分庁は、同年8月31日付け神垂保保第112648号により、保護開始決定処分（開始日 平成23年8月1日）を行い、請求人に通知したこと。

(2) 同年8月8日付け神垂保保第109926号「生活保護法第63条（費用返還義務）の適用について（通知）」によれば、  
「平成23年7月14日より生活保護法による保護を開始しましたが、下記の資産・債権について生活保護法第63条を適用します。これを売却又は受領したときは、すみやかに報告するとともに、当福祉事務所が定める額を返還してください。」

#### 記

1. 生活保護法第63条適用年月日 平成23年8月8日

2. 資産・債権 生命保険」

と記載されていること。

(3) 同年9月15日付け神戸市垂水福祉事務所受付の「外来医療費請求（領収）書」によれば、XXXXXXXXXX病院から請求人に対する請求額について、「区分保険適用外（非課税）」として「自費診察料 500,000円」と記載されており、領収印は平成23年9月9日付けとなっていること。

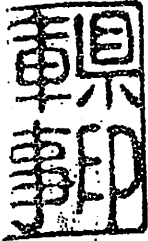
(4) 同日付け神戸市垂水福祉事務所受付の「共済金お支払いのご案内」によれば、「このたびにご請求をいただきました共済金につきまして、下記の口座へお振り込みの手続きが完了いたしましたので、ご案内申し上げます。

ご加入者番号 XXXXXXXXXX

ご加入者氏名 XXXXXXXXXX 様

お支払い合計額 ￥500000

振込日 平成23年8月25日



(中略)

内訳 熟年医療型特約先進医療共済金 ￥500,000  
と記載されていること。

- (5) 同月27日付けケース記録によれば、「主来所(中略)県民共済からの50万円は認定する旨伝え、上申書を作成してきたと言われ、渡される。」と記載されていること。上申書によれば、「今回の治療は、そもそも生活保護を開始する前から段階的に行っていたものであり、生活保護を受給することになったからといって、途中でやめることはできませんでした。(中略)今般の医療費の支払いは、自立更生のために当てられたものであることは間違いのないと思われるので、仮に収入認定されるとしても、法第63条を適用して返還を求められる場合には、別冊問答集問13-5に基づく控除の検討を行われるようお願いいたします。」と記載されていること。
- (6) 同月28日付けケース記録によれば、「主(請求人)来所 吉岡SV同席(中略)主、今までの治療の経過を再度説明し、保険金が入ってから治療費を支払ってもいいとの病院側の好意があったため、保険金が入ってすぐ全額病院に支払った、なのに月々の保護費から引かれるとは心外だと再び言い出す。」と記載されていること。
- (7) 同年10月6日付けケース記録によれば、「ケース診断会議実施 保護開始前の入院等により、保護開始時すでに入院給付金等の請求権が発生している場合は、開始時の資産と考えられるため、9月分保護費までを63条返還とし、残額について、次第8-3-(2)-エ-(イ)により受領するための必要経費及び8000円を控除して、収入認定として取り扱うこととする。」と記載されていること。
- (8) 平成24年3月19日、処分庁は本件処分を決定し、同日付け神垂保保第8377号にて保護変更決定を、同日付け神垂保保第148273号にて生活保護費返還を請求人に通知した。なお、保護変更決定通知によれば、「保護を変更した理由」として「平成23年8月25日に■■■■さんが受け取った共済金500,000円から診断書料5,250円、交通費1,780円を必要経費として控除した492,970円のうち、63条返還額346,137円及び8,000円を控除した残額138,833円を収入として認定したため ただし、平成23年10月26日付け神垂保保第120795号により通知していた保護変更決定のうち、12月以降の扶助費から差し引くとしていた140,853円を138,833円に減額します。これによって、現在毎月5,000円差し引いていますが、最終月の差し引き額が変更になります。(5,853円→3,833円)」と記載されており、また、生活保護費返還通知書によれば、「納付理由」として「平成23年8月25日に■■■■さんが受け取った共済金500,000円から診断書料5,250円、交通費1,780円を必要経費として控除した492,970円のうち、保護開始から平成23年9月末まで支弁した保護費の累計346,137円(8・9月分保護費222,007円、及び8・9月分医療費124,130円)を返還金として決定したため」と記載され

ていること。

2 当庁の判断は、次のとおりです。

(1) 法第4条第1項によれば、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」ものであり、同条第2項によれば、「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるもの」とされています。これは、保護制度における基本的な原理のひとつである保護の補足性について定めた規定であり、法第5条においても、「前4条に規定するところは、この法律の基本原則であって、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基づいてなされなければならない。」とされています。

(2) 法第8条第1項によれば、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とされており、同条第2項によれば、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない。」とされています。

これは、生活保護制度により保障されるべき最低限度の生活は、厚生労働大臣の定めた保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。）によって要保護者各々について具体的に示され、そして、その保護の要否及び程度は、保護の基準によって測定された需要と要保護者世帯の資力（収入等）とを比較し、その資力で充足することのできない不足分について決定されることを定めているものです。

(3) 厚生労働事務次官通知（昭和36年4月1日厚生省発社第123号。以下、「次官通知」という。）第8-3-(2)エ-イによれば、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入（(3)のオ、カ又はキに該当する場合を除く。）については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。）が、世帯合算額8,000円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」とされています。

(4) また、次官通知第8-3-(3)-オによれば、収入として認定しないものの取扱いとして、「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち、当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額。」が挙げられています。

(5) 当庁の認定した事実(2)のとおり、処分庁は本共済金を「生命保険」と認定しており、請求人もこの点について争っていませんから、本共済金について

県印

は生命保険による保険給付金と解することが適当と考えられるところ、生活保護手帳別冊問答集2011（以下「別冊問答」という。）問3-25において、保護開始時に保有の認められた生命保険について、保護受給中に入院給付金等の保険給付金を受給した場合の取扱いとして、「保険事故に対する給付は『保護費のやりくりによって生じた預貯金等』にはあたらないものである。よって次第8の3の（2）のエの（イ）により、8,000円を超える額について収入認定を行うこととなる。」とされています。

このため、処分庁が本共済金を次官通知第8-3-(2)-エ-(イ)による収入として認定したことについて、違法又は不当な点はありません。

- (6) また、請求人は審査請求書において、「本件特約にかかる共済金は、（中略）本件手術を受けることがなければ支払われることがなかったものであり、本件手術を受けるには当然のことながら病院に対して手術代を支払わなければならない。従って、この手術代の支払いは、保険金を受領するための必要経費と同視できるものである。」として、本共済金を次官通知第8-3-(2)エ(イ)における必要経費であると主張しています。

しかしながら、審査請求書には「この共済金をもって、本件手術代金の50万円を[ ]に対して支払った。」と記載されていること、また、当庁の認定した事実（3）、（4）及び（6）のとおり、請求人は本件手術代金の支払いの前に本共済金を受給していることから、本件手術代金が本共済金の受給に必要な経費であったとまではいえず、処分庁の判断に違法又は不当な点があるとまでは言えません。

- (7) 次に、法第63条によれば、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」とされています。この趣旨は、被保護者において、本来、資力はあるが、これを直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合に、とりあえず保護を行い、当該資力が活用され最低生活に充当できるようになった段階で、既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものです。

- (8) また、別冊問答問13-5によれば、「原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべき」とされていますが、「当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合」については、「当該世帯の自立更生のためやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額」については、本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとしても差し支えないものとされています。

- (9) これらを本件についてみると、当庁の認定した事実（5）のとおり、請求人は処分庁に対して、本件手術代について、生活保護を受給する以前から段階的

に行っていたものであり、途中で中止することはできず、自立更生のためやむを得ない用途にあてられたものと認め、本来の要返還額から控除して返還額を決定するよう申し立てています。処分庁は弁明書において、「保護金品の全額を返還することが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合のいずれの条件にも該当するものはなく、従って返還対象額からの一部又は全部の返還を免除する適用はしない。」と述べていますが、当庁の認定した事実(7)によると、「保護開始前の入院等により、保護開始時すでに入院給付金等の請求権が発生している場合は、開始時の資産と考えられる」ことのみをもって本件処分を決定しており、当該世帯の自立更生のためやむを得ない用途にあてられたものであるかどうかについて、十分な検討を行った事実は認められません。

以上のことから、本件処分は、処分庁の判断に重大な瑕疵があると認められますので、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第3項の規定を適用して主文のように裁決します。

平成24年10月 3日

兵庫県知事 井戸 敏子

